

「広島市立図書館資料収集方針」新旧対照表

目次

改訂前	改定後	説明
第 1 総論 第 2 広島市立中央図書館 Ⅰ 資料収集要綱 Ⅱ 資料収集選択基準 1. 中央図書館 (1) 一般図書 (2) 児童図書 (3) 青少年用図書 (4) 参考図書 (5) 広島資料 (6) 被爆文献資料（原爆・平和関係資料） (7) 広島文学資料 (8) 障害者サービス用資料 (9) 外国語資料 (10) 雑誌・新聞 2. 中央図書館（自動車図書館） <u>3. 区図書館</u> <u>4. まんが図書館</u> <u>5. 広島市国連寄託図書館</u> [参考] 第 3 広島市こども図書館 Ⅰ 資料収集要綱 Ⅱ 資料収集選択基準 資料 「日本十進分類法新訂 10 版」	第 1 総論 第 2 広島市立中央図書館 Ⅰ 資料収集要綱 Ⅱ 資料収集選択基準 1. 中央図書館 (1) 一般図書 (2) 児童図書 (3) 青少年用図書 (4) 参考図書 (5) 広島資料 (6) 被爆文献資料（原爆・平和関係資料） (7) 広島文学資料 (8) 障害者サービス用資料 (9) 外国語資料 (10) 雑誌・新聞 <u>(11) 視聴覚資料</u> 2. 中央図書館（自動車図書館） <u>3. 中央図書館（電子図書館）</u> <u>4. 区図書館</u> <u>5. まんが図書館</u> <u>6. 広島市国連寄託図書館</u> [参考] 第 3 広島市こども図書館 Ⅰ 資料収集要綱 Ⅱ 資料収集選択基準 資料 「日本十進分類法新訂 10 版」	項目「(11) 視聴覚資料」の追加 項目「3. 中央図書館（電子図書館）」の追加 3.を繰り下げ 4.を繰り下げ 5.を繰り下げ

本編

[illegible]

_____。 (2) 視聴覚資料（ただし、広島資料、被爆文献資料、広島文学資料及び障害者サービス用録音図書の視聴覚資料は必要に応じて収集する。）。 (3) 興味本位な性的表現のもの、暴力を助長するもので、社会の秩序や市民の生活を著しく混乱させるおそれのあるもの。 (4) 造本、印刷等が図書館での利用に耐えられないものの。 5（略） 6（略） 7（略） 8（略） 9（略） Ⅱ 広島市立中央図書館資料収集選択基準（略） 1. 中央図書館 (1)（略） (2)（略） (3) 青少年用図書 ア（略） イ 選択の留意点 (ア)（略） (イ)（略） (ウ)（略） (エ) 漫画資料については、「<u>4</u> まんが図書館」の資料選択基準に準じて、青少年のニーズに沿ったテーマへの理解を深める内容のものを収集する。	必要に応じて収集する。）。 (2)（削除） _____ (2) 興味本位な性的表現のもの、暴力を助長するもので、社会の秩序や市民の生活を著しく混乱させるおそれのあるもの。 (3) 造本、印刷等が図書館での利用に耐えられないものの。 5（現行に同じ。） 6（現行に同じ。） 7（現行に同じ。） 8（現行に同じ。） 9（現行に同じ。） Ⅱ 広島市立中央図書館資料収集選択基準（現行に同じ。） 1. 中央図書館 (1)（現行に同じ。） (2)（現行に同じ。） (3) 青少年用図書 ア（現行に同じ。） イ 選択の留意点 (ア)（現行に同じ。） (イ)（現行に同じ。） (ウ)（現行に同じ。） (エ) 漫画資料については、「<u>5</u> まんが図書館」の資料選択基準に準じて、青少年のニーズに沿ったテーマへの理解を深める内容のものを収集する。	映像文化ライブラリーからの一部視聴覚資料の移管に伴い、中央図書館において視聴覚資料も収集の対象とするため削除 (3)を繰り上げ (4)を繰り上げ 資料収集選択基準に3. 中央図書館（電子図書館）を追加したことによる変更
---	--	---

_____ _____ — _____ _____ _____ _____ _____ (6) 被爆文献資料（原爆・平和関係資料） ア（略） イ 収集の資料 （ア）種類 a（略） b（略） c（略） d（略） _____ e その他 （イ）（略） ウ 選択の留意点 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 広島平和文化センター等の関係機関と連携して収集する。 （7）（略） （8）（略）	a <u>市・県等の自治体や国の行政資料</u> b <u>市民団体、各種団体が発行する資料</u> c <u>市の歴史・地理・経済・行政・文化への理解に必要な資料</u> (6) 被爆文献資料（原爆・平和関係資料） ア（現行に同じ。） イ 収集の資料 （ア）種類 a（現行に同じ。） b（現行に同じ。） c（現行に同じ。） d（現行に同じ。） e <u>視聴覚資料</u> f その他 （イ）（現行に同じ。） ウ 選択の留意点 <u>（ア）視聴覚資料のうち映像資料については、一般に流通している資料（同一内容で図書館向けに販売されている資料を含む。）は「(11) 視聴覚資料」において扱う。</u> <u>（イ）広島平和文化センター等の関係機関と連携して収集する。</u> （7）（現行に同じ。） （8）（現行に同じ。）	項目「(11) 視聴覚資料」の追加に伴い、これまで「その他」で扱っていたものを明文化
--	--	---

